

人と環境にやさしい
おきなわ農業推進プラン

(目 次)

第1	人と環境にやさしいおきなわ農業推進プラン の改定について	1
第2	環境保全型農業の現状と課題	4
第3	推進目標と施策の展開	5
第4	推進体制	6
第5	その他	6

第1 人と環境にやさしいおきなわ農業推進プランの改定について

平成18年12月に施行された「有機農業の推進に関する法律」（以下、「有機農業推進法」という。）並びに平成19年4月に公表された「有機農業の推進に関する基本的な方針」（以下、「基本方針」という。）に基づき、本県においては、平成23年3月に「沖縄県有機農業推進計画」を策定し、有機農業の推進に取り組んできた。

その後、平成25年3月策定「沖縄21世紀農林水産振興計画」において、「農林水産物の安全・安心の確立」を一つの柱として位置づけ、環境保全型農業を推進していることを踏まえ、有機農業だけでなく、エコファーマーや特別栽培農産物を含めた環境保全型農業を推進する計画として、平成28年3月に「人と環境にやさしいおきなわ農業推進プラン」に改定した。

国においては、令和2年4月に基本方針を変更、令和3年5月に「みどりの食料システム戦略」を策定し、有機農業の拡大、化学農薬使用量（リスク換算）の50%低減や化学肥料使用量の30%低減などを目指すこととしており、農産物の生産段階での環境への負荷を低減する取り組みがより一層重要となっている。

本県においてもこれらの状況を踏まえ、令和4年12月に策定された「新・沖縄21世紀農林水産業振興計画」において、エコファーマー、特別栽培農産物や有機農業などの環境に配慮した持続可能な取り組みを推進している。

これらを受けて、県では環境保全型農業を一層推進するため、他都道府県とは異なる生産環境に適した技術の開発、技術向上の促進、消費者の理解の増進等の取り組み内容を取りまとめた「人と環境にやさしいおきなわ農業推進プラン」を改定する。また、当推進プランを有機農業推進法第7条に規定される都道府県計画として位置付ける。

【環境保全型農業の範囲】

当推進プランにおける環境保全型農業とは、「農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の低減に配慮した持続的な農業」とし、以下にある農業生産方式を含めたものとする。

1. エコファーマー認定要件を満たす生産方式

沖縄県「環境環境負荷低減事業活動実施計画」認定事務取扱要領などに基づいて有機質資材施用技術、化学肥料低減技術及び化学農薬低減技術に取り組み、化学肥料窒素成分及び化学農薬を県慣行基準より約3割以上低減する生産方式

2. 特別栽培

特別栽培農産物に係る表示ガイドライン第3条において、当該農産物の生産過程等における節減対象農薬の使用回数及び化学肥料の窒素分量が県慣行基準の5割以上低減する生産方式

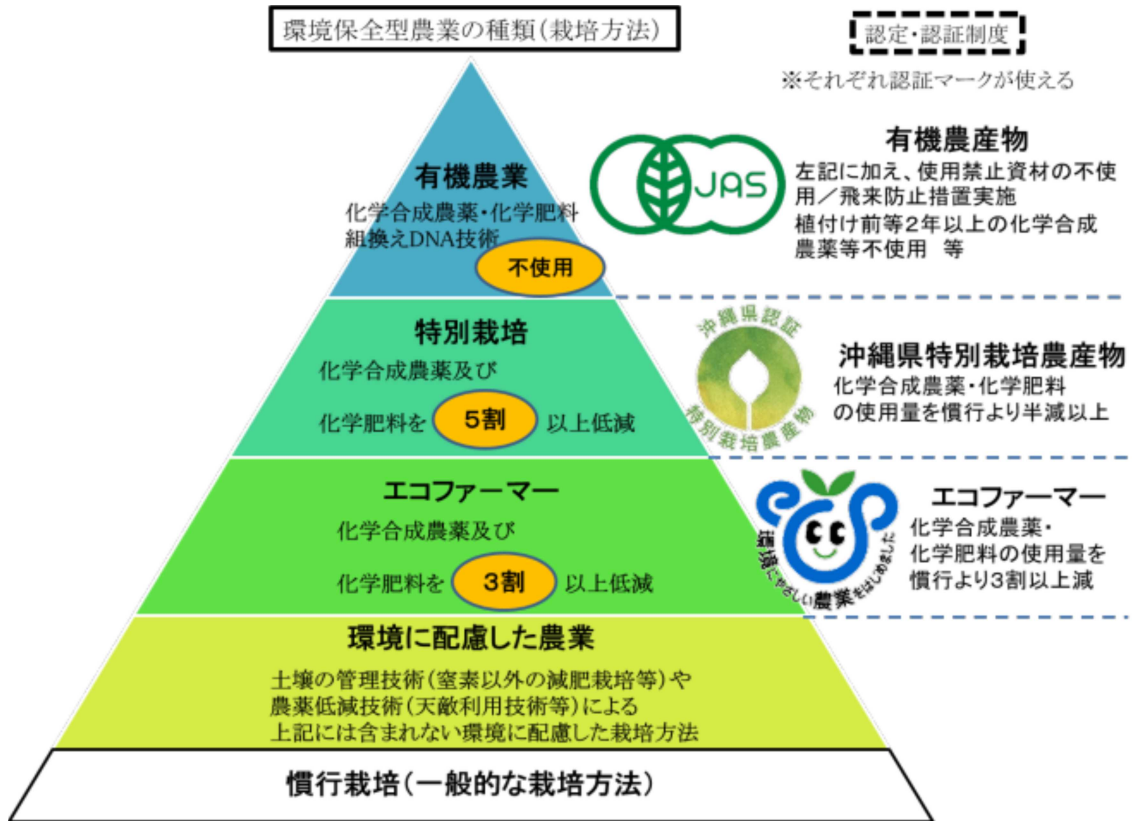
3. 有機農業

有機農業推進法第2条において、「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業」生産方式

4. その他の環境に配慮した農業生産方式

土壌の管理技術（窒素以外の減肥栽培等）や農薬低減技術等による環境に配慮した生産方式

環境保全型農業の概要



第2 環境保全型農業の現状と課題

沖縄県における環境保全型農業実践件数は、有機認証農家戸数80戸、特別栽培農産物認証件数（累計）879戸、エコファーマー認定件数（累計）999戸となっている（令和4年3月31日現在）。主な栽培品目は、果菜類（ピーマン、サヤインゲン等）、果樹類（マンゴー、パッションフルーツ等）が多く、サトウキビや茶、ハーブ類等の栽培も見られる。

また、生産環境は、他都道府県と比較すると年間を通して温暖な気候であり、病害虫・雑草の多発や土壌中の有機物の分解も早い。そのため、化学肥料や化学合成農薬を県慣行基準より低減する栽培方式を実践するには厳しい状況にあり、環境保全型農業の定着が安定していないことに繋がっている。

このような生産環境の中、環境保全型農業に取り組んでいる生産者は、個々の取り組みにより独自の技術を確立し実践している場合が多く、関係機関や環境保全型農業者同士の連携や情報交換等が求められている。

上記の情勢を鑑み、環境保全型農業を継続して行うためには、以下の課題を解決する必要がある。

- 1 環境保全型農業に関する技術の確立
- 2 環境保全型農業に関する技術の普及
- 3 生産・出荷団体等における環境保全型農業の取り組みの強化
- 4 環境保全型農業によって生産された農産物（以下、「環境保全型農産物」という。）の消費拡大

第3 推進目標と施策の展開

環境保全型農業を推進するために、関係機関等は連携して環境保全型農業に関する技術の確立を推進し、慣行栽培農業者及び環境保全型農業者等に対して技術の普及指導に努める。

また、生産・出荷団体等による環境保全型農業の取り組みを推進し、生産の安定化を目指す。これらの取り組みなどを関係機関等によって環境保全型農産物を広くPRすることで環境保全型農産物の消費拡大を推進し、環境保全型農業の定着を推進する。

1 環境保全型農業に関する技術開発

試験研究機関において、病虫害防除技術や施肥管理技術等を品目を定めて開発し、関係機関等から情報提供された既存の技術を組み合わせ、技術の確立を推進する。

2 技術の普及啓発等

普及指導機関等は、慣行栽培及び環境保全型農業者等に対して、試験研究機関等において開発された技術に関する情報の提供・普及を推進する。これらの取り組みについて、環境保全型農業を効果的に推進するため、地域や作物部会等への普及指導に努める。

3 相互連携の推進

普及指導機関等は、環境保全型農業者等からの取組事例の集積を図り、技術の情報収集及び共有を推進する。また、生産・出荷団体等での取り組みを推進するため、慣行栽培及び環境保全型農業者等との相互連携を推進する。

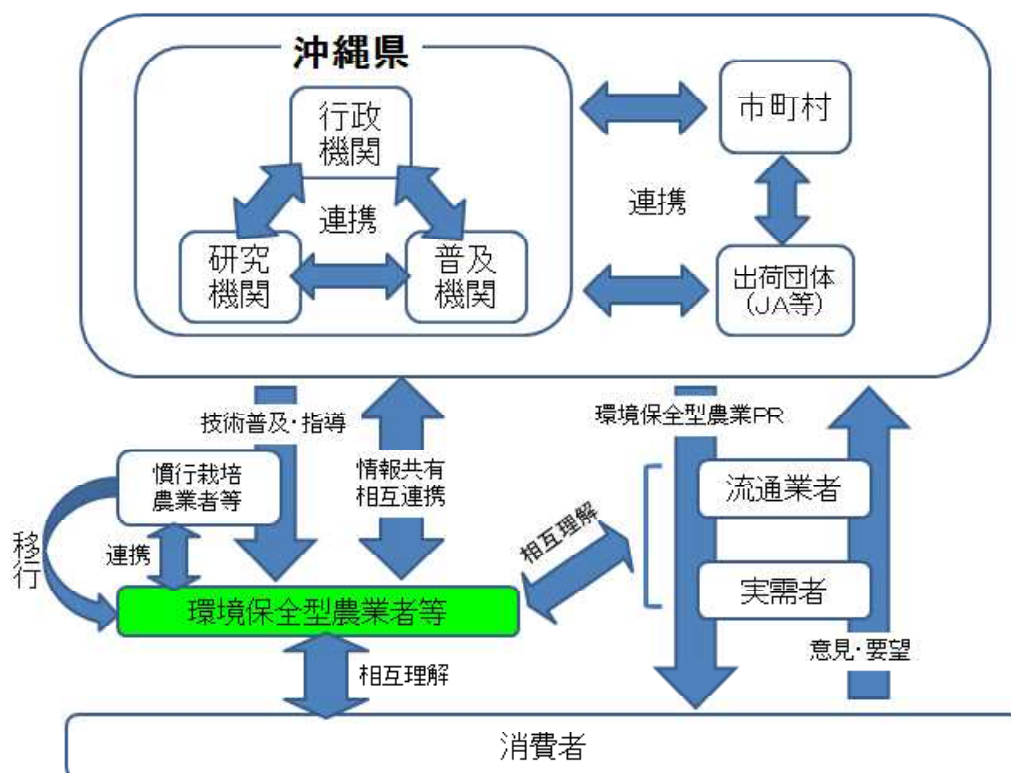
4 流通業者や実需者、消費者等への理解の増進

関係機関等は、各種広報や県主催のイベント等を通じ、パネルやチラシ等を活用した環境保全型農業についての情報発信を行う。また、環境保全型農業者や関係団体等と連携し、環境保全型農産物の消費拡大のため、流通業者や消費者等との交流を図る。

第4 推進体制

県は、環境保全型農業推進協議会を中心に環境保全型農業に関する情報を把握し発信するとともに、行政機関、普及指導機関、試験研究機関、流通業者、環境保全型農業関係団体等、その他関係機関での意見交換の場を設置し、推進計画に沿った取り組みを進めていく。

環境保全型農業推進体制図



第5 その他

本推進計画は、令和5年度からおおむね5年間を計画期間として定める。なお、環境保全型農業や環境保全型農産物等を取り巻く情勢や施策の進捗状況等により、必要に応じて見直しを検討する。

附 則

この推進プランは、平成28年3月から施行する。

附 則

この推進プランは、令和5年3月から施行する。